

# 平成25年度 協働実践事業

島根県NPO活動推進室

# 平成25年度協働実践事業一覧

## ◆しまね協働実践事業

事業名	事業主体		協働担当課	協働形態	交付額 (千円)
	団体名	所在地			
子どもの社会性を育むための地域づくり事業	特定非営利活動法人しまね子どもセンター	大田市	健康福祉部 青少年家庭課	補助	1,000

## ◆多様な主体との協働推進事業

しまねの森林から～東北の森再生どんぐりプロジェクト	樹冠ネットワーク	川本町	美郷町産業振興課 邑南町農林振興課 江津市農林水産課 川本町産業振興課	補助	1,000
---------------------------	----------	-----	--	----	-------

## ◆鳥取・島根広域連携協働事業

出雲国・伯耆国の文化資源を活かした魅力あるまちあるき体験プログラム事業	まつえ・まちづくり塾・夢蔵プロジェクト共同事業体 (構成) 特定非営利活動法人夢蔵プロジェクト 特定非営利活動法人まつえ・まちづくり塾	米子市 松江市	鳥取県立むきばんだ史跡公園  島根県教育庁文化財課	補助	4,000
-------------------------------------	--	------------	---------------------------------	----	-------

## ◆地域社会雇用創出協働事業

清流日本一・高津川の素材を活かした地域づくり推進事業～「歩く」・「学ぶ」・「守る」の視点から～	特定非営利活動法人アングンテ21	益田市	総務部 西部県民センター	委託	3,000
官民協働による防災パッケージ「島根モデル」事業	出雲市総合ボランティアセンター運営委員会	松江市	防災部 防災危機管理課	委託	3,000

**子どもの社会性を育むための地域づくり事業**  
**【特定非営利活動法人 しまね子どもセンター・健康福祉部青少年家庭課少子化対策推進室】**

取組の背景	事業概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの社会性・コミュニケーション力不足</li> <li>○地域における子どもの役割・社会参加の機会が少ない</li> <li>○「子どもの社会参加型活動」という視点での参画度合の状況把握ができていない</li> </ul>	<p>地域での子どもの体験活動は、おとながカリキュラムを用意し、子どもはその活動に「お客さん」として参加するだけのものが多く、子ども自らが創造し、協調する中で成し遂げる実体験が不足している。子どもの社会参画の視点からの調査・分析により現状を把握し、関係団体との協議を行う中で、「おとなの関わり方が変わることが子どもの社会性を育てることにつながる」という共通認識に至ったため、地域のおとなが子どもとの関わり方を学び、子どもの社会参画をすすめるための事業を実施。</p> <p align="center"><b>実施団体と行政それぞれの役割分担</b></p> <p>子どもセンター : 講演会実施・子どもの社会参画調査実施・ワークショップ実施・子どもの社会参画をすすめる白書2013編集・編集会議の運営・担当課協議・運営委員会の運営</p> <p>少子化対策推進室: 子どもの社会参画取り組み団体の紹介・仲介(市町村・学校・公民館・子ども会・企業) 県の関係課(社会教育課・しまね暮らし推進課・中小企業課)との連絡調整・NPOと協議・運営委員会に参画</p>

主な事業内容	事業の主な成果	工夫・ノウハウ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの参画調査 県内における子どもの社会参加型活動の状況把握</li> <li>○講演会 地域で育む子どもの社会性の意義を伝える</li> <li>○ワークショップ 子どもの社会参加をすすめるためのワークショップ</li> <li>○「親子で参画できるプログラム」開発 プログラム2「つくってあそぼっ!」</li> <li>○子どもの社会参画をすすめる白書2013 市民・行政や企業を巻き込む材料となるデータ・資料別冊: ワークシート(子どもの社会参画をすすめるためのしまね版おとなのフィルター2013) 子どもの社会性を育むための実例集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県における子どもの社会参画の現状を把握する実態調査 →回収サンプル数 666/1700 39.2%</li> <li>○子どもの社会性の芽を育むために地域で実施できる「親子で参画できるプログラム」開発 →プログラム2「つくってあそぼっ!」</li> <li>○地域のおとなが子どもの社会参画を学ぶ →講演会・ワークショップ参加80名</li> <li>○子どもの社会参画をすすめるためのしまね版おとなのとび箱・おとなのフィルター2013作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担当課との協働体制 企画の段階からの話し合い・協働研修・定期的な協議</li> <li>○モデル地域(雲南市) 親子で参画できるプログラムの開発 モデル地域円卓会議</li> <li>○関係課との連携・協議 (社会教育課・しまね暮らし推進課・中小企業課)</li> <li>○県子ども・子育て支援推進会議への事業紹介</li> <li>○子育て支援ネットワークとの連携 (30団体)</li> </ul>

<p align="center"><b>今後の活動方針</b></p>	<p>○地域少子化対策強化交付金(国)を活用した事業展開 ○子ども・子育てに関する次期県計画の施策・事業に位置付けた計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で白書と子どもの社会参画をすすめるためのワークシート説明会</li> <li>・親子で参画できるプログラム: プログラム1・2実施 プログラム3開発</li> <li>・子どもの活動に関わるおとな(ファシリテーター)養成講座実施</li> </ul>
--------------------------------------	--

## 島根の森林から～東北の森再生どんぐりプロジェクト

【美郷町・邑南町・川本町・江津市・島根県西部農林振興センター・島根県木材協会邑智支部・樹冠ネットワーク】

取組の背景	事業概要	
<p>荒廃した森林の現状 森林への無関心 地域材利用の低迷 流域で細切れの取組 森林整備に取組む意欲喪失 東北震災で失われた森</p>	<p>4市町での森林関連イベント実施を通して、森林に関する情報交換、様々な人々の交流を図る。</p> <p>➡ 森のファンづくり。森林整備に取組む人・地域材利用者を増やす。東北の森再生プロジェクト。</p> <p style="text-align: center;">実施団体と行政それぞれの役割分担</p> <p>樹冠ネットワーク～情報集約・発信・企画全体とりまとめ 西部農林振興センター～関係団体への周知・会議場提供・人的支援 美郷町・邑南町・川本町・江津市～各イベントの運営・域内広報・参加者集約 木材協会～県外広報・物的支援</p>	
主な事業内容	事業の主な成果	工夫・ノウハウ
<p>★4市町での森林関係イベント実施</p> <p>①「森にときめく」講演会 at川本町</p> <p>②地域材使用木工教室「Onlyoneのmychair作り&amp;どんぐり植木鉢作り」at江津市</p> <p>③講演&amp;視察「ありっ竹使い切る！」at美郷町</p> <p>④体験講習会「炭のチカラ」at邑南町</p> <p>★⑤東北の森再生どんぐり苗作り</p>	<p>★参加者人数 ①61名 ②45組 ③73名 ④42名 ⑤200名</p> <p>★地域と行政の連帯が深まった ★様々な人との交流から知恵と知識と元気をもらえた ★協働で仲間ができた ★林業行政を考えるきっかけとなった ★地域での実践者（竹林整備、木工、竹炭づくり、炭利用など）が増加した ★どんぐり寄付金 13,000円</p>	<p>★MLによる情報共有 ★イベント地の行政担当者が中心となった打合せ ★イベント終了毎に行った反省会 ★役割の分散 ★初めはゆるやかな計画 ★協力者の希望を柔軟に取入れる ★情報発信の相互協力</p>
<p>今後の活動方針</p> <p>「森に風を通す」共同作業と樹木観察会～知恵と情報の共有。人的交流。流域の樹木を知り森林への興味関心を喚起する。森林整備実践者増加を目指す。</p>		

出雲国・伯耆国の文化資源を活かした魅力あるまちあるき体験プログラム事業  
 【まつえ・まちづくり塾・夢蔵プロジェクト共同事業体・島根県教育庁文化財課・鳥取県立むきばんだ史跡公園】

取組の背景	事業概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化資源を展示している施設はいくつかあるが、それらの魅力が限られた人にしか伝わっていない</li> <li>地域の魅力を伝えることができる人が少ない</li> <li>魅力ある地域づくりに誰でも参加できる機会がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化資源を活用したプログラムを開催することで、文化資源の価値が再認識される</li> <li>「私にできること」が見つかり、地域（文化）を担う人材が育つ</li> <li>プログラム実施者・参加者ともに多様な人が関わることになり、地域ににぎわいが生まれる</li> </ul>	
実施団体と行政それぞれの役割分担		
<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO…活動のための場づくり、ワークショップの開催、プログラムの実施運営、ふりかえりの会の開催、フォーラムの開催、広報</li> <li>行政…文化資源の提供、情報収集・集約、プログラムの実施運営サポート、フォーラムの開催、広報</li> </ul>		
主な事業内容	事業の主な成果	工夫・ノウハウ
両県4地区において、「新たな地域資源の発掘」、「人材育成」、「参加者層の広がり」をめざしたまちあるき体験プログラムを実施。 （「ふどきのおか日和」「奥出雲あじわい日和」「よどえまるごと道草日和」「奥日野とっとき日和」） <ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムの企画者集め</li> <li>プログラムづくり講座（ワークショップ）</li> <li>事務局</li> <li>プログラムガイド・HPの作成</li> <li>プログラムの実施</li> <li>ふりかえりの会</li> <li>4地区合同のフォーラムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地でまちあるき体験プログラムが開催され、関わった人が独自で動き出すなど来年度に向けての動きが出てきている</li> <li>全プログラム数69 企画者64人 参加者約1000人</li> <li>フォーラム参加者48人（66%が「継続／開催したい」と回答）</li> <li>新規の参加者層（特に女性）が増加した</li> <li>県境を越えて実施したことにより、様々な人的ネットワークが構築された</li> <li>相互に情報交換やまちあるきノウハウの導入を図ることができた</li> <li>同様プログラムを開催したいという地域も出てきており、両県に波及効果があった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム実施のためのマニュアルを作成し、情報を共有した</li> <li>各地域ごとに事情は違うので地元の人たちの主体性を尊重して進めていった</li> <li>これまでのように行政側が企画し参加者を募るスタイルではなく、行政や団体に置いた事務局はあくまでもサポートと受付窓口・広報担当とし、個々の体験プログラムは企画者である市民が責任を持って運営する自己採算とした</li> </ul>

今後の活動方針

「ふどきのおか」継続開催する方向で調整中 「奥出雲」地元実行委員会が中心となり継続開催する方向  
 「よどえ」地元市町も含む実行委員会を組織して継続予定  
 「奥日野」日野郡3町を巻き込んで開催する方向で調整中

清流日本一・高津川の素材を活かした地域づくり推進事業  
【NPO法人アundanテ21・西部県民センター】

取組の背景

- 過疎高齢化により、地域住民だけで環境を保全することが困難になりつつある。
- 流域にある特色ある自然素材など魅力的な地域資源が十分に活用されていない。
- ① 農山漁村の活性化と交流人口の拡大を図る
- ② 自然保護と共存した着地型観光や教育旅行の開発促進
- ③ 高津川の景観保全や環境保護意識を高める

事業概要

- 地域資源の調査・発掘を進め、データの充実と一元化を図ることで情報発信を強化する。
  - 「歩く（観光）・学ぶ（教育）・守る（自然）」の視点から素材活用を提案する。
  - 流域単位の広域のかつ多分野（観光・教育・地域振興）関係機関の連携を促進する。
- ※ 交流活動の推進は、地域外貨獲得による経済の活性化だけでなく、地域の魅力を再認識することに繋がる。地域住民と外部交流者の地域に対する愛着や関心が高まることで、互恵的な環境保全意識の向上や高津川流域の活性化が期待できる。

実施団体と行政それぞれの役割分担

- |   |   |
|---|---|
| <p>【実施団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資源データの調査・収集・分析</li> <li>■ ワーキンググループの運営管理</li> <li>■ 事業報告とりまとめ</li> </ul> | <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域振興、観光振興に関する経験・知見・情報データの提供</li> <li>■ ワーキンググループの調整及び助言</li> </ul> |
|---|---|

主な事業内容

1. 高津川流域の地域資源調査・収集・一元化
  - 自然資源、歴史文化資源の収集
  - 学習、教育材料の発掘
  - 観光等関連施設の情報収集
2. しまね田舎ツーリズムの活性化提案
  - 「歩く（観光）、学ぶ（教育）、守る（自然）」の視点で新メニュー提案
3. 官、民、市民組織連携によるワーキンググループの設置
  - 関係者間で活動や情報の共有
  - 事業の進捗管理
  - 地域づくりの方向性、課題の把握共有
  - 推進機運の醸成

事業の主な成果

1. 地域資源の調査・収集
  - 収集データ  
自然素材：343件  
関連施設：443件
  - 情報パーソンの発掘と関係構築
2. 滞在型トレイルルートの提案
  - 広域で地域資源の連結モデル提案
  - 健康・自然・地域志向に着目
3. ワーキンググループ
  - WG会議：計5回開催
  - アンケートによる課題抽出
  - 豊かな自然を活かして地域の活性化に取り組むことを共通認識とした。

工夫・ノウハウ

- 実施団体と行政で、互いの強みを発揮しながら事業を実施した。
- 収集データは、「島根県統合型地理情報システム」を活用し、広く一般に情報発信した。
- 分野を越えた多様な機関の協力を得ることで、各機関の取組みや課題を共有し、相互理解を深めた。
- 他圏域の先進事例を学習し、具体的な事業を検討することで、各機関の連携や参画の意識づくりを進めた。

今後の活動方針

- しまね田舎ツーリズムの推進と情報発信の強化、誘客イベント開催に向けた取組みを進める。
- 環境学習、自然体験活動、環境保全活動など住民参加型の地域づくりと意識づくりを進める。

官民協働による防災パッケージ「島根モデル」事業  
【出雲市総合ボランティアセンター運営委員会・防災危機管理課】

取組の背景

被災地での支援活動の際、ボランティアを受け入れることの必要性を痛感した。  
また、自主防災組織率が全国で40位と低く、現状では災害時に地域住民だけで地域を守ることが難しい。  
そこで、地域の実態を把握し、ボランティアを受け入れる体制(受援力)を整えることで、地域の防災力を向上させる。

事業概要

行政による「自主防災組織等」への支援と、提案団体のボランティアを受け入れる体制「受援力」を、防災パッケージ「島根モデル」として開発し、実践することにより、自主防災組織等とボランティアをつなぎ、地域が必要とする支援活動を効果的かつ、迅速に進める。

実施団体と行政それぞれの役割分担

- ・ボランティアの視点から防災ブックを使った研修会等の実践とアンケートなどのデータ提供
- ・コーディネーターによる地域性や対象の実情にあった防災活動への提案と支援
- ・行政の客観的、全県的な自主防災組織の現状のデータ提供と研修会協力

主な事業内容

- ・防災パッケージ「島根モデル」の開発  
<啓発>
- ・防災力チェック、リーフレットの作成
- ・防災ブック、リーフレットを活用した広報
- ・防災・災害ボランティア啓発(ボランティアワーク)
- <学習>
- ・防災講演会、防災安全講演会、防災学習会
- ・自主防災組織リーダー研修会
- <実地>
- ・島根・山口豪雨災害ボランティア活動支援
- ・中学生被災地ボランティア体験
- ・出雲市防災訓練(天候不良のため、中止)
- ・避難所づくり体験

事業の主な成果

- ・防災力チェックで現状が見える化し、足りない部分を防災ワークで補うことを継続して取り組むことにより、防災力のレベルアップを実感することができた。
- ・ボランティアと行政が協働して企画・運営することにより、連携力が強化・向上した。
- ・避難所づくり体験では、ボランティアスタッフのリーダー育成にも繋がり、今後の講師等の役割を担える人材育成のきっかけとなった。
- ・地元住民組織が企画した取り組みに関わることにより、今後の地域における防災の協働基盤を作ることができた。

工夫・ノウハウ

- ・防災ワークは、様々な研修等を一目で分かるようにし、目的に合わせて選び、組み上げられるようにした。
- ・チェックリストは、日頃からの備えについて、レベルの視覚化ができるように作成した。
- ・被災地支援を通して培ったことを研修内に取り入れ、自分事ととらえてもらえるよう心がけた。
- ・災害ボランティア活動時に経験者にリーダーを担ってもらい、支援の活動力が向上した。

今後の活動方針

- ・「島根モデル」を開始し、研修依頼があった際には随時対応していく。
- ・研修、講演、リーダー派遣などを有料で行うことで、官民協働による防災力向上を目指す。

## H25年度「しまね協働実践事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

事業名	子どもの社会性を育むための地域づくり事業
実施団体	特定非営利活動法人しまね子どもセンター
県担当課	青少年家庭課少子化対策推進室
事業の成果	<p data-bbox="316 461 485 501"><b>事業の目的</b></p> <ul data-bbox="316 524 1469 633" style="list-style-type: none"> <li>・地域での子どもの体験活動は、子ども自らが創造し、協調する中で成し遂げる実体験が不足している。子どもの社会参画の視点からの調査分析により、地域のおとなが子どもとの関わり方を学び、子どもの社会参画を進めるための事業を実施する。</li> </ul> <p data-bbox="316 674 1246 714"><b>目的の達成状況</b> 【A:十分達成できた B:概ね達成できた C:不十分だった】</p> <ul data-bbox="316 734 1469 994" style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施する中で、子どもの活動に関わるおとなの「子どもの社会参画」への理解が進み、調査の結果から、子どもへの関わり方を変えることが必要であることが分かってきた。</li> <li>・子どもの活動見直しの手がかりとなる「しまね版：おとなのとび箱・おとなのフィルター2013」作成した。</li> <li>・少子化が進む中、子どもの健やかな育ちを地域で支えることがより一層求められているところであり、地域のおとなが子どもの社会性を育てるための関わり方を学ぶ取り組みにより、地域の子育て力が向上し、子育てしやすい環境づくりを進めることができた。</li> </ul> <p data-bbox="316 1034 464 1075"><b>工夫した点</b></p> <ul data-bbox="316 1095 1398 1240" style="list-style-type: none"> <li>・モデル地域（雲南市） 親子で参画できるプログラムの開発・モデル地域円卓会議</li> <li>・関係課との連携・協議 （社会教育課・しまね暮らし推進課・中小企業課）</li> <li>・子育て子育て支援ネットワークとの連携（30団体） 子どもの活動調査：回収率UPにFAX返信を活用</li> </ul> <p data-bbox="316 1281 528 1321"><b>反省点・改善点</b></p> <p data-bbox="355 1341 469 1373">特になし</p>



<p>協働の効果</p>	<p><b>協働研修の効果</b> 【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課と実施に当たって目的・目標の再確認、役割分担の確認を行い、事業に対する共通理解を得ることができた。</li> <li>・事業の地域への拡がり（プログラム2開発：モデル地域）・継続について、担当課との協議で検討することが出来た。</li> </ul> <p><b>中間振り返り研修の効果</b> 【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後半事業の追加・修正点確認、講師のアドバイスを受け、白書内容を検討した。</li> <li>・次年度の事業の展開に向けての未解決課題を確認（予算・白書継続発行・地域でのプログラム継続実施・子ども支援ネットワークの活用）担当課との協議で検討した。</li> <li>・研修後、課題の共通確認シート作成。子どもの社会参画をすすめるためのしまね版おとなのフィルター2013作成につながった。</li> </ul> <p><b>協働の実績と内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの社会参画取り組み団体の紹介・仲介(市町村・学校・公民館・子ども会・企業)</li> <li>・県の関係課（社会教育課・しまね暮らし推進課・中小企業課）との連絡調整</li> <li>・NPOとの協議・運営委員会に参画</li> <li>・子ども活動についてのアンケートの実施</li> <li>・モデル地域での連携会議の実施</li> </ul> <p><b>協働効果</b> 【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課との協議を20回以上重ねることで、NPO・行政とお互いの力を出し合い、次年度以降の事業継続施策展開につなげた。</li> <li>・担当課の事業参画は、事業理解及び市町村との関係づくりに効果があった。</li> <li>・地域での活動については、実際に子育て支援に関わっているNPOや子育て支援団体の方などの意見が反映されていることが不可欠であるので、協働することにより行政だけではできない効果が得られた。</li> </ul> <p><b>協働相手への要望事項</b></p> <p>特になし</p> <p><b>協働に関する反省点・改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の事業スタッフ不足</li> </ul> <p><b>市町村との協働</b> 【A:市町村と協働した B:協働しなかった】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のモデル地域としての取り組み（雲南市） 親子で参画プログラム1実施 親子で参画プログラム2開発の協力</li> </ul>
<p>事業の継続</p>	<p><b>事業成果の活用</b> 【A:活用される B:活用されない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策強化交付金（国）を活用した事業展開</li> <li>・子ども・子育てに関する次期県計画の施策・事業に位置付けた計画的な推進</li> </ul> <p><b>事業の継続状況</b> 【A:継続する予定 B:継続しない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策強化交付金（国）を活用した事業</li> </ul> <p><b>協働による発展</b> 【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】</p>

	子ども・子育てに関する次期県計画の施策・事業に位置付けた計画的な推進
制度の改善	<p><b>市町村との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域円卓会議」のように、地域の人と一緒に取り組めるような仕組みづくり</li> </ul> <p><b>良かった点と残された課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良かったこと・・・協働事業を実施することから、子ども施策につながった</li> <li>・残された課題・・・協働事業申請団体の拡大、協働の意味を理解・確認する機会が必要、事業が全県展開のため、予算が充分でないので改善を</li> <li>・単年度では大きな効果を得ることが難しい事業もあるので、単年度のものより審査のハードルを高くし、進捗管理を厳しく行った上で、2～3年継続して取り組めるような仕組みも必要。</li> </ul>
協働の推進	<p><b>NPOがする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOとして、協働事業の質を高めることができる専門性・特性をもつこと。</li> <li>・自働する組織であること・地域課題(ニーズ)の把握をおこなうこと。</li> <li>・協働を共通理解する場の提供・協働の種を持ち寄った、お見合いの場設定・種をかたちにするサポートをNPO活動推進室へ要請する</li> </ul> <p><b>県がする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画段階からの県・関係機関(市町村も含めて)が参加できる仕組みとして、市町村とNPO対象に県主催で、次年度の協働の種(地域の課題)を探る懇談会を圏域ごと・テーマごとに実施。種を見つけたら、形にするサポート体制(協働実践事業実施)につなげる。</li> </ul>

## H25年度「多様な主体との協働推進事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

事業名	しまねの森林から～東北の森再生どんぐりプロジェクト
実施団体	樹冠ネットワーク
市町村	江津市、川本町、美郷町、邑南町
事業の成果	<p data-bbox="316 465 485 501"><b>事業の目的</b></p> <p data-bbox="316 524 1471 629">4市町での森林関連イベントを通して、森林に関する情報交換、様々な人々の交流を図る。森のファンづくり。森林整備に取り組む人・地域材利用者を増やす。東北の森再生プロジェクト。</p> <p data-bbox="316 674 1246 710"><b>目的の達成状況</b> (A:十分達成できた B:概ね達成できた C:不十分だった)</p> <ul data-bbox="323 732 1471 880" style="list-style-type: none"> <li>・多くの参加者を得ることができた。</li> <li>・イベント参加者が森林整備に結びつく行動を起こすことができた。</li> <li>・講演会やイベントを通じて、森林の持つ多面的かつ公益的な機能や有益性について発信することができた。</li> </ul> <p data-bbox="316 925 464 960"><b>工夫した点</b></p> <ul data-bbox="323 983 1471 1200" style="list-style-type: none"> <li>・協働団体間で情報共有したこと。</li> <li>・それぞれができる範囲での協働を心がけたこと。</li> <li>・事業の縦軸に東北へどんぐり苗木を贈る「Dプロジェクト」があり、川本町における講演会で東北の森を再生することに対する意識の醸成、江津市で苗木の鉢の作成、美郷町、邑南町で土に混ぜ込む竹チップ、粉炭の作成をするなど各市町での取り組みを連結させている点。</li> </ul> <p data-bbox="316 1245 528 1281"><b>反省点・改善点</b></p> <ul data-bbox="323 1303 1471 1451" style="list-style-type: none"> <li>・最初の講演会の広報が不十分だった。事前に講師についてみんなで学習しておけばよかった。</li> <li>・江津市で行った間伐材による植木鉢、椅子づくりは応募者が多く、材料や指導者が不足し、イベント参加者に適切な対応ができなかった。</li> </ul>

協働の効果

協働研修の効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・4つのイベントの整合性を検討し、全体の事業計画の見直し及び計画を再検討することができた。
- ・研修に参加できない市町が多いので、協働研修にならないのではないかと

中間振り返り研修の効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

協働の実績と内容

- ・団体の役割・・・イベント内容の企画。イベントの告知チラシの作成。会場設置。
- ・行政の役割・・・各担当地域のイベント運営。会場の確保。地元での広報。イベント参加申込の受付
- ・連携・・・対外的広報、参加申込の受付、当日の運営など協議し、役割分担をした。

協働効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・行政が主催者に加わることで、地域住民への信頼度がアップした。
- ・団体と協働することで、市町の枠組みを超えた横断的な取り組みができた。
- ・森林・林業に意識の高い他市町の住民の方々と交流することができた。
- ・市町単独で行う場合より、広い範囲での参加者への案内ができた。

協働相手への要望事項

(行政へ)

- ・希望、要望を積極的に発言してほしい。

(団体へ)

- ・企画の段階からもっと事業内容を詰めておいた方がよいと思う。

協働に関する反省点・改善点

(団体から)

- ・たくさんあると思うが、行政からぜひ教えてほしい。団体自らでは見えないので。

(行政から)

- ・事業の企画段階に立ち会えなかったため、事業実施について積極的な発言ができなかった。今後は企画段階から積極的に関わりたい。
- ・想定より講演会の参加者が少なく、もう少しPR活動に工夫が必要だった。
- ・割ける時間に限りがあり、取り組みがおろそかになってしまう。
- ・他の仕事の忙しさに、いろいろと団体任せにしてしまうことがある。

県との協働

【A:県と協働した B:協働しなかった】

- ・会議場所の提供、イベント等の人的支援、関係機関への周知、事業内容への助言など。

<p>事業の継続</p>	<p><b>事業成果の活用</b> (A:活用される B:活用されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体間の信頼関係と情報共有</li> <li>団体を中心に、各市町とも継続的にいろいろな事業をやることについてコンセンサスが図られている。</li> <li>今後、森林整備を視点に事業を行うことにあたり講演会にて勉強した森林が持つ公益的機能を理解した上で事業が行える。</li> </ul> <p><b>事業の継続状況</b> (A:継続する予定 B:継続しない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間の助成金を申請中。</li> </ul> <p><b>協働による発展</b> (A:協働により発展できる B:協働の必要はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林資源活用の拡大</li> <li>団体を軸に各市町が横断的に連携でき、それぞれの地域特性を活かした多面的な事業展開ができる。</li> <li>他の行政等が森林林業事業について問題点や課題等をの改善していくうえで協働による連携は必要と考える。</li> </ul>
<p>制度の改善</p>	<p><b>市町村との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した事業を実施する場合、市町村の関わりは必要不可欠なので、事業の内容によっては企画段階から参画してもらい、既存の事業やネットワークを活かしていただくことで、より良い事業の構築ができるのではないかと思う</li> <li>市町担当課も企画段階から参画することで、市町の既存の事業に取り入れたり、事業終了後の活用を検討することができる</li> </ul> <p><b>良かった点と残された課題</b></p> <p>(よかった点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政と協働関係を構築するきっかけ</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働事業募集の告知が遅いので、しっかり話し合うように要望されても物理的に無理があった。</li> <li>申請が受理されるかどうか分からない中で、各団体が話し込むには難しい点があった。</li> <li>複数の団体が揃って話し合うためには、地元での研修会が必要だった。</li> <li>県の担当者には、現地に出かけて助言をしてほしかった。</li> </ul>
<p>協働の推進</p>	<p><b>NPOがする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政から意見を聞きたい。NPO側からどうする必要があるということは分からない。</li> <li>NPOと協働することが市町にとって有益かどうか、客観的な視点で事業を企画すること。</li> <li>どういうことをするNPOなのか、目的を明確にすること。</li> </ul> <p><b>県がする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は担当者が代わるので、引継ぎを正確にすることが必要。(事業継続のためには担当者据え置くことがあってもよいと思う。</li> <li>協働する事業を特定するのではなく、法で禁じられたもの以外は全て協働で実施していくというスタンスを行政が持つこと。そのためには前提として住民との情報共有が徹底される必要がある。</li> </ul>

## H25年度「鳥取・島根広域連携協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

事業名	出雲国・伯耆国の文化資源を活かした魅力あるまちあるき体験プログラム事業
実施団体	まつえ・まちづくり塾 ・ 夢蔵プロジェクト 共同事業体
県担当課	島根県教育庁文化財課 、 鳥取県立むきばんだ史跡公園
事業の成果	<div data-bbox="316 459 485 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業の目的</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化資源を展示している施設の魅力が限られた人にしか伝わっていないことから、文化資源を活用したプログラムを開催することで、価値が再認識される。</li> <li>・地域の魅力を伝えることができる人材を育てる。</li> <li>・プログラム実施者・参加者ともに多様な人が関わることになり、地域に賑わいが生まれる。</li> </ul> <div data-bbox="316 705 1244 750" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 目的の達成状況 【A:十分達成できた <input checked="" type="radio"/> B:概ね達成できた C:不十分だった】             </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちあるき体験プログラムを開催することで、企画者・参加者として関わった人が文化資源の魅力にあらためて気づくことができ、今後地域を担っていく人材を育てることができた。一方で、広報部分が不十分だったところもあり、継続して開催していくことが大切だと感じた。</li> <li>・文化資源を活かした地域の魅力発信のイベントづくりに企画者・協力者として一般市民を巻き込み、その目線を導入することで、歴史・文化財の活用に対するハードルを下げるることができた。また、「まちあるき」というスタイルを導入し、結果的に立場を超えて市民同士が共感し合い、新たな地域の魅力や、担い手を生み出す道筋を付けた点も評価できる。また、隣接する大山町への波及効果が生まれた点も評価できる。</li> <li>・一方、こうした活動に興味のある周辺地域の人たちの関心を高めることはできたが、対象となる地域住民の間に本当に浸透していくには、単年で終わることなく継続的な取り組みとしていくことが必要と感じた。</li> </ul> <div data-bbox="316 1254 466 1299" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工夫した点</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4地域で開催するにあたり、今までのまちあるき事業で培ったノウハウをマニュアル化し、それを各地状況に合わせて最適化することで質の維持と運営の効率化を図った。</li> <li>・これまでのように行政側が企画し、参加者を募るスタイルではなく、行政においた事務局はあくまでもサポートと受付窓口・広報担当とし、この体験イベントは企画者である市民が責任を持って運営する自己採算とした。</li> </ul> <div data-bbox="316 1541 526 1585" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">反省点・改善点</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちあるきプログラムを全くやったことのない企画者の方が多かったので、実施までのサポートが足りない部分があった。相談窓口の設置などもっと細やかな対応が必要だった。</li> <li>・広く知ってもらうための効果的な広報ができなかった。地元の方に広く知ってもらうためにケーブルテレビでの宣伝などを積極的に行うべきだった。</li> <li>・事業開始から企画者を集め、ノウハウを理解して企画を作るのに一定の時間がかかり、効果的な広報を進めることができなかった。鳥取県で「まちあるき」は初めての試みで知名度が低かったこともあり、存在を多くの人に認識された頃にはイベントが始まっていた。</li> <li>・プレスリリースについて、企画段階から数回にわたって行うべきだった。</li> </ul>

<p>協働の効果</p>	<p><b>協働研修の効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の開始にあたり、役割分担や事業目標の確認ができた。</li> <li>・NPOと行政の役割分担と、当該事業の目指すところを確認できた。他事業関係者にプレゼンすることで、一般目線での意見をもらうことができた。</li> </ul> <p><b>中間振り返り研修の効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間振り返り研修の時点では、まだプログラム開始前だったので、終了までの見通しは立てられなかった。</li> </ul> <p><b>協働の実績と内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノウハウをもつNPOは、両県全体の進捗を主導しながら事業運営方法の委嘱を第一の役割とし、行政は必要とされる情報を抽出して提供するとともに、人や地域をつなぐ調整役を担った。</li> </ul> <p><b>協働効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化資源の情報を提供してもらい、専門家に加わってもらったことで、まちあるきプログラムの幅が広がり、質も高まった。参加者の満足度も非常に高かった。専門家の方とのつながりができたことで、今後のまちあるき事業をさらに発展させていきたい。</li> <li>・歴史文化財の特性により陥りやすい独り善がりの取り組みにならず、さまざまな視点から意見を出し合い地域の人材や魅力を引き出すことができた。行政が持たないNPOのノウハウを学びながら実際に事業を経験できたことは、次年度に継続するためには大変有効と考える。</li> </ul> <p><b>協働相手への要望事項</b></p> <p>(団体から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の観光関係にこの事業のことをPRしてもらいたかった。</li> </ul> <p>(行政から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の負担をより軽減するために、取り組み方法をよりシンプルなものとする。</li> <li>・実施効果の可視化についての助言と、ターゲットに合わせた広報活動の分析と助言。</li> </ul> <p><b>協働に関する反省点・改善点</b></p> <p>(団体から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の仕方をもっと研究する必要がある。地元の方に効果的に伝える方法をさぐりたい。</li> </ul> <p>(行政から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側において県と市町村が費用負担等も含めて対等な連携をすることが必要であった。それによりNPOの持つノウハウをより地元へ浸透させることが可能。</li> </ul> <p><b>市町村との協働</b> (A:市町村と協働した B:協働しなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市とは大庭公民館やかんべの里と連携して企画を実施した。</li> <li>・奥出雲町では、地域振興課・教育委員会と連携し、地元で活躍している人にプログラム企画参加への声かけを行ってもらった。</li> <li>・淀江では、米子市や地元公民館との連絡調整や会場提供などで連携を図った。</li> <li>・奥日野では、地元団体の協力を得るにとどまり、市町村との連携には至らなかった。</li> </ul>
<p>事業の継続</p>	<p><b>事業成果の活用</b> (A:活用される B:活用されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風土記の丘は、継続開催する方向で調整中。</li> <li>・奥出雲は、地元実行委員会が中心となり継続開催する方向。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀江は、運営主体を鳥取県から米子市を含めた実行委員会に移し具体的に事業を継続予定。</li> <li>・奥日野は、今年度はNPOと地元任意団体の協力で根雨地区を中心に事業を実施したが、来年度は日野三町を舞台に活動を広げて行く方向で検討中。</li> </ul> <p><b>事業の継続状況</b> (A:継続する予定 B:継続しない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風土記の丘は、県の助成を予定。</li> <li>・淀江は、実行委員会が事業主体となり、国の文化遺産を活かした地元活性化事業の補助に加え、県・市町と参加団体の負担金により運営する。</li> <li>・奥出雲は、町の地域振興課の助成を予定。奥日野は検討中。</li> </ul> <p><b>協働による発展</b> (A:協働により発展できる B:協働の必要はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム作りの段階において、専門家が参加することにより内容がより深いものになる。</li> <li>・事務局の運営をよりしっかりしたものにする事ができる。</li> <li>・ワークショップ、振り返りの会の企画・運営、広報活動等を団体に委託する携帯での協働により事業継続することができる。</li> </ul>
<p>制度の改善</p>	<p><b>市町村との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちあるきプログラムの開催は、地元の協力がないと盛り上がりず継続ができない。より効果的に協力してもらうためにも、市町村には企画の段階から関わってもらいたい。</li> <li>・県だけで地域に根ざした活動を効果的に展開するには限界があり、地元市町村との連携と協力が効果的であるため、本来であれば企画段階からの参画を求めたい。</li> <li>・事業を継続するためには事業採択後であっても市町村の参画と地域情報の共有（事前に類似事業・団体の有無の確認等）が必要。</li> </ul> <p><b>良かった点と残された課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで松江市を中心に行ってきたまちあるき事業を山陰両県に一気に広げることができたことは大きな成果である。</li> <li>・課題はいくつかあったが、島根・鳥取の行政と綿密に連携を取ることで乗り越えることができた。</li> <li>・来年度以降も継続していくことで、より地域が盛り上がることを期待している。</li> <li>・両県教委はそれぞれの市町村教委を含めて、「山陰史跡整備ネットワーク会議」を通して史跡等に関する連携事業を行ってきたが、新たなノウハウや経験を有するNPOと協働することで、これまでの行政の取り組みとは異なる文化財活用の新たな事業展開を試すことができた。</li> <li>・行政・NPOが県境を越えて連携することで人材と財源を共有でき、行政単独に行うより効率がよい。</li> </ul>
<p>協働の推進</p>	<p><b>NPOがする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく協働を進めるためには協働相手とお互いのことを知らないといけない。そのために、NPO側は活動実績をわかりやすく伝えることが大切だと思う。</li> <li>・協働する相手は行政だけではなく、企業や学校などとの協働の可能性を探っていきたいと思う。</li> </ul> <p><b>県がする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的の達成のためにNPOと一緒に汗を流して取り組むという姿勢・意識を行政側関係者が共有する必要がある。また、課題によっては、行政側も県と市町村、あるいは教育委員会と知事・市町村長部局（例えば文化財部局と観光・まちづくり部局）といったセクションを越えた連携が可能となる意識共有が必要。</li> </ul>



## H25年度「地域社会雇用創出協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

事業名	清流日本一・高津川の素材を活かした地域づくり推進事業
実施団体	NPO 法人アングンテ 21
県担当課	西部県民センター
事業の成果	<p><b>事業の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の調査・発掘を進め、データの充実と一元化を図ることで情報発信を強化する。</li> <li>・「歩く（観光）・学ぶ（教育）・守る（自然）」の視点から素材活用を提案する。</li> <li>・流域単位の広域的かつ多分野（観光・教育・地域振興）関係機関の連携を促進する。</li> <li>・交流活動の推進は、地域外貨獲得による経済の活性化だけでなく、地域の魅力を再認識することに繋がる。</li> <li>・地域住民と外部交流者の地域に対する愛着や関心が高まることで、互恵的な環境保全意識の向上や高津川流域の活性化が期待できる。</li> </ul> <p><b>目的の達成状況</b> 【A:十分達成できた B:概ね達成できた <b>C:不十分だった</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要データの把握が十分ではなかった。</li> <li>・GIS データの可能性や必要性を把握してもらえなかった。</li> <li>・セクターを越えた領域に及ばなかった。</li> </ul> <p><b>工夫した点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多彩な分野及び機関による WG を設置した。</li> <li>・WG メンバーの意識変化させるために、アンケートの実施、先進事例の紹介を行なった。</li> <li>・各セクターに関係するデータを提示して、GIS データ活用へ参加を促した。</li> </ul> <p><b>反省点・改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS をもっと理解してもらうために、WG 参加者を対象に講習会をすればよかった。</li> <li>・もう少し絞ったテーマで WG を運営するべきだった。</li> <li>・WG に活動実践者が加わることで、必要データが明確になるかもしれない。</li> <li>・流域の地域資源や関連施設は多岐に及ぶため、早い時点で収集データの項目を絞り込み、掘り下げて調査する素材を増やすなど、量と質のバランスを図るとよかった。</li> <li>・ワーキンググループについて、参画者の主体性を引き出す会議の持ち方や仕掛けづくりが必要だった。</li> </ul>

## 協働の効果

### 協働研修の効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・団体と行政で、事業の目指す方向性や役割分担などを再確認し、共有することができた。
- ・開始段階で双方の信頼関係が築けたことで、その後の事業の円滑な進め方に効果があった。

### 中間振り返り研修の効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・現状確認を通して、終了時までの見通しを立てて役割分担の変更を行なった。
- ・研修の実施を通じて、事業の進捗状況を再確認できたとともに、残り5か月の見通しと課題や修正点を明らかにすることができた。
- ・フィールドワークの重点実施、団体と行政のミーティングを定例化。

### 協働の実績と内容

- ・団体は、専門知識や流域での活動ノウハウを活かした資源データの調査・収集・分析を実施。
- ・行政は、関連データの提供等データの一元化について連携
- ・資源データの情報発信について連携
- ・ワーキンググループ会議開催での連携

### 協働効果

【A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・各行政機関とのネットワーク作りに効果があった。
- ・行政が持っている情報を提供してもらい作業効率が上がった。
- ・県行政が苦労されているのがわかった。
- ・団体の強み（自然環境に関する高い専門知識と長年の環境学習・自然体験活動を通じて蓄積されたノウハウ）を活かして調査収集されたデータと、行政データを一元化することで、データの充実を図ることができた。
- ・団体と行政が協働することで、流域内の他分野（観光・教育・地域振興等）かつ多様な組織（官・民・市民組織）が参画するワーキンググループを構成することができた。

### 協働相手への要望事項

(団体から)

- ・市町村職員がもっと協働のありかたの理解を高めるための研修等をして欲しい。

(行政から)

- ・流域関係機関との連携促進

### 協働に関する反省点・改善点

(団体から)

- ・積極的な情報提供を通して、論議を深める。
- ・スケジュール管理を徹底して行なう。

(行政から)

- ・田舎ツーリズムの推進を所管する地域振興の担当課だけでなく、農林水産部など関係部局との連携が必要だった。
- ・事業の実施にあたって、団体と市町担当課を繋げる役割が必要だった。
- ・団体と緊密な連携を図るための体制が不十分だった。

### 市町村との協働

【A:市町村と協働した B:協働しなかった】

- ・ワーキンググループの構成機関として参画
- ・事業の進捗管理、流域関係者間で活動や情報の共有、地域づくりの方向性や課題の共有

<p>事業の継続</p>	<p><b>事業成果の活用</b> (A:活用される B:活用されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類データの収集をさらに深く調査できる。</li> <li>・オープンデータなので、関係機関の利活用ができる。</li> <li>・WG ネットワークと多分野での連携ができる。</li> </ul> <p><b>事業の継続状況</b> (A:継続する予定 B:継続しない)</p> <p>しまね田舎ツーリズム推進事業の一環として、流域の魅力発信や体験活動の推進を県事業で実施。</p> <p><b>協働による発展</b> (A:協働により発展できる B:協働の必要はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有が発展する</li> <li>・考え方の多様異性がすすむ。</li> <li>・希望内容は、企画から評価まで。</li> <li>・高い専門知識とノウハウを有するNPOと協働して、自然体験プログラムを開発することで、田舎ツーリズムの魅力を広げ、交流人口の拡大や地域への関心を高めることができる。</li> </ul>
<p>制度の改善</p>	<p><b>市町村との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が住民ニーズを確認し、課題解決までに主体性を高める。</li> <li>・企画段階で市町村との共通認識を高める。</li> <li>・成果確認のために評価も市町村の参画。</li> <li>・住民と一体となって地域を活性化する主導的な立場で企画段階から参画してほしい。</li> <li>・特にまちづくりや環境保護等に取り組むNPO法人については、自主財源の確保が最大の課題であり、企画段階から参画することで、当該年度の事業遂行のみではなく、地域で自立できる体制づくりを支援していくことが求められる。</li> </ul> <p><b>良かった点と残された課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村も協働に参加する制度があればよかった。</li> <li>・雇用創出（人材育成）のためには1年では短い気がする・・・。</li> <li>・県とNPO法人が直接繋がる機会となり連携や相互の活動理解は深まった。</li> <li>・市町村の参画意識が高まるような取り組みを進めていく必要がある。</li> </ul>
<p>協働の推進</p>	<p><b>NPOがする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な情報提供。</li> <li>・行政への提言。</li> <li>・住民ニーズの把握。</li> <li>・業務の専門性の追求。</li> </ul> <p><b>県がする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業展開する地域の実情把握</li> <li>・県民参加型の事業を生む風土づくり</li> </ul>

## H25年度「地域社会雇用創出協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

事業名	官民協働による防災パッケージ「島根モデル」事業
実施団体	出雲市総合ボランティアセンター運営委員会
県担当課	防災部防災危機管理課
事業の成果	<p data-bbox="316 459 486 504"><b>事業の目的</b></p> <p data-bbox="316 526 1476 638">行政による「自主防災組織等」への支援と、提案団体のボランティアを受け入れる体制「受援力」を、防災パッケージ「島根モデル」として開発し、実践することにより、自主防災組織等とボランティアをつなぎ、地域が必要とする支援活動を効果的かつ、迅速に進める。</p> <p data-bbox="316 667 1244 712"><b>目的の達成状況</b> (A:十分達成できた B:概ね達成できた C:不十分だった)</p> <ul data-bbox="327 728 1476 884" style="list-style-type: none"> <li>・防災力向上支援事業を体系的に実施する「島根モデル」と防災力を測る指標「防災力チェックリスト」を作成したことで、防災力の向上を体系的に進めていくことができるようになった。今後は本事業で開発した「島根モデル」を実施していくことで地域の防災力向上が期待できる。</li> </ul> <p data-bbox="316 952 462 996"><b>工夫した点</b></p> <ul data-bbox="327 1019 1476 1243" style="list-style-type: none"> <li>・防災ワークは、様々な研修等を一目で分かるようにし、目的に合わせて選び、組み上げられるようにした。</li> <li>・チェックリストは、日頃からの備えについて、レベルの視覚化ができるように作成した。</li> <li>・被災地支援を通して培ったことを研修内に取り入れ、自分事ととらえてもらえるよう心がけた。</li> <li>・災害ボランティア活動時に経験者にリーダーを担ってもらい、支援の活動力が向上した。</li> </ul> <p data-bbox="316 1276 526 1321"><b>反省点・改善点</b></p> <ul data-bbox="327 1344 1476 1456" style="list-style-type: none"> <li>・実際に研修を受講する自主防災組織はすでに年間のスケジュールが決まっていたため、年度途中で研修を受けることができなかった。事業実施のため今後は早めに調整をしておく必要がある。</li> </ul>

<p>協働の効果</p>	<p><b>協働研修の効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画等の再確認を行いそれぞれの持ち帰り課題をあげたことで、研修後の進捗が円滑に進んだ。</li> <li>・研修で「責任と役割を分担して、共有する」ことが重要だと説明を受けたことで、事業実施にあたっては、このことに留意しながら協働効果を高めることができた。</li> </ul> <p><b>中間振り返り研修の効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了までの見通しを再確認し、課題となっていた防災力の視覚化に対して中間報告会にて講師よりアドバイスをいただいたおかげで、防災力チェックシートを作成することができた。</li> </ul> <p><b>協働の実績と内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災パッケージ「島根モデル」の開発</li> <li>・自主防災組織リーダー研修会、防災安全講演会</li> <li>・出雲市防災訓練（天候不良のため、中止）</li> <li>・避難所づくり体験</li> <li>・団体に求めた役割：自助、共助としてボランティアの視点からブックを使った研修会等の実践とアンケートなどのデータの提供。</li> </ul> <p><b>協働効果</b> (A:十分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が持つ全県的な自主防災組織の現状のデータ提供や研修会への協力、物資提供によりより幅広く防災について網羅することができた。</li> <li>・協働したことにより、より多くの防災力向上事業を体系的に実施することができた。行政だけでは、1つの地域に対して体系的に防災力向上事業を実施していくことは困難であるため、協働の効果があった。</li> </ul> <p><b>協働相手への要望事項</b></p> <p>(団体から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業提案の段階からの打ち合わせをもっとする必要があった。</li> </ul> <p>(行政から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研修を受ける自主防災組織との調整のとりかかりが遅かったので、早めに調整をしてもらいたかった。</li> </ul> <p><b>協働に関する反省点・改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業期間が短いため、事業実施前から地域の団体等との話し合いを十分する必要があった。</li> <li>・夏に災害が発生し、その対応に時間を取られたとはいえ、行政の実施する研修等が計画どおりにはできなかった。</li> </ul> <p><b>市町村との協働</b> (A:市町村と協働した B:協働しなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業を実施するにおいて、地域の実情についての情報提供や各広報と協力。</li> <li>・地域の自主防災組織への働きかけ。</li> </ul>
<p>事業の継続</p>	<p><b>事業成果の活用</b> (A:活用される B:活用されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根モデル」を開始し、研修依頼があった際には、研修、講演、リーダー派遣などを有料で行うことで、官民協働による防災力向上を目指す。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のPRを実施しており、すでに岡山県内の自治体から協働の依頼が来ている。</li> </ul> <p><b>事業の継続状況</b> 【A:継続する予定 B:継続しない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体者負担または受益者負担</li> </ul> <p><b>協働による発展</b> 【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災においては自助、公助、共助が基本である、行政との協働なくして活動は発展しない。</li> <li>・今後も行政と協働して、研修内容等を充実させていくことで、より地域の防災力の向上を期待することができる。</li> </ul>
<p><b>制度の改善</b></p>	<p><b>市町村との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択後では遅いので企画段階からの参画が必要である。実施内容が決まってから市町村と協力しようとしても、市町村の役割を明確にすることができず難しいため。</li> </ul> <p><b>良かった点と残された課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択後のスタートが6月であるため、各地域の組織、団体と連携するのにそれぞれの事業計画の中に入り込みにくい。場合によっては年度をまたぐ期間が設定できると良い。</li> </ul>
<p><b>協働の推進</b></p>	<p><b>NPOがする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働実施のためにNPOの持つネットワークを活かし他機関、他団体等と調整を図っていくことが必要である。</li> </ul> <p><b>県がする必要があること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各NPOの得意、不得意な分野を十分理解し互いに補完し合うように努力する。</li> <li>・常日頃から行政の方でも単独では実施が難しく協働で解決すべき課題等を整理しておく必要がある。</li> </ul>

# 平成25年度に島根県で募集する協働実践関係4事業

～地域課題の解決を図る協働事業の提案を募集します～

島根県NPO活動推進室

	H25新規			
	しまね協働実践事業	多様な主体との協働推進事業	鳥取・島根広域連携協働事業	地域社会雇用創出協働事業
1. 実施テーマ	テーマは自由	テーマは自由	『鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決』	テーマは自由
2. 事業費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が負担する事業費は1事業あたり1,000千円を上限とする</li> <li>・3事業程度を採択予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が負担する事業費は1事業あたり1,000千円を上限とする</li> <li>・2事業程度を採択予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が負担する事業費は1事業あたり4,000千円を上限とする</li> <li>・1事業程度を採択予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が負担する事業費は1事業あたり3,000千円を上限とする</li> <li>・2事業程度を採択予定</li> </ul>
3. 実施主体	<b>2者</b> ①しまね社会貢献基金登録団体 ②島根県	<b>3者以上</b> ①しまね社会貢献基金登録団体 ②島根県内の市町村 ③NPO法人、企業など	<b>4者</b> ①しまね社会貢献基金登録団体 ②鳥取県内のNPO法人等 ③島根県 ④鳥取県	<b>2者</b> ①島根県内のNPO法人等 ②島根県
4. 事業要件等	(共通) ・提案事業の内容に関して、実施主体同士で事前に協議し、事業内容や目標、役割分担等について互いに合意した内容により応募する ・協働に関する研修(年2回(6月、10月を予定))及び事業報告会(3月を予定)に参加する			
	・補助事業 ・対象経費は、アルバイト、有償ボランティア等への人件費(スタッフ人件費は除く。)、事業継続に必要な備品の購入費、講師等への謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借り上げ料等 ・人件費と備品購入費の合計額は、補助対象経費の1/2以内 ・他の助成金または補助金を受けていないこと(連携する多様な主体を構成する市町村、企業、団体等からの助成金または補助金、または、しまね社会貢献基金団体助成事業を除く。) ・平成25年度島根県当初予算案の議決を得た場合のみ有効 ・その他、詳細は募集要項のとおり	・委託事業または補助事業 ・対象経費は人件費、報償費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料等(備品購入費は対象外) ・委託事業として実施する場合は、事業の間接経費(研修経費、県との打合せ経費、電話代等)を3割まで認める ・平成25年度島根県当初予算案及び平成25年度鳥取県当初予算案の議決を得た場合のみ有効 ・その他、詳細は募集要項のとおり	・委託事業 ・対象経費は人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料)、報償費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のレンタル・リース料含む)、備品購入費(リース・レンタルで対応できない場合に限る)等 ・失業者を新規に雇用し、新規雇用失業者の人件費相当額が全体事業費の2分の1以上であること ※国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した事業であり、会計検査院の行う検査対象事業 ・その他、詳細は募集要項のとおり	
5. 応募方法等	<b>【応募方法】</b> 島根県ホームページからダウンロードした提案書様式に記載の上、島根県NPO活動推進室へ提出 <b>【審査】</b> 事業提案関係者によるプレゼンテーションを公開で行った上で、民間の委員を主体に構成する審査委員会(非公開)で審査する(いずれの事業も平成25年5月中旬を予定)			
6. 提案書提出締切	平成25年4月18日(木) 17:00(必着)	平成25年4月18日(木) 17:00(必着)	平成25年4月18日(木) 17:00(必着)	平成25年4月18日(木) 17:00(必着)
7. 提出先(お問合せ先)	島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室 TEL 0852(22)6099 FAX 0852(22)5098 メール:npo@pref.shimane.lg.jp ホームページ:http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/			

# 平成25年度 しまね協働実践事業

## 募集

NPO法人やグループの自由な発想で、島根県と協働して地域課題の解決を図り、住みよい地域づくり活動を実施していただける事業提案を募集します。

なお、平成25年度当初予算案の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

### 1 募集事業の内容

- 提案者が自由にテーマを設定し、島根県と協働で取り組む事業である
- 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
- 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題の解決につながることを期待できる
- 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
- 提案団体自らが実施する

※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2 応募資格

- 島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること

### 3 事業応募の条件

- 提案事業内容について提案団体と島根県事業担当課で事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募する
- 1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成25年度

### 4 提案書提出期限

- 平成25年4月18日(木)17:00必着

### 5 補助対象となる金額

- 県が負担する事業費は1事業あたり1,000千円を上限とする  
※補助対象外経費や、講師等への謝金の上限単価を募集要項「7 対象となる経費」に記載していますので、必ず記載内容をご確認のうえ、ご応募ください。

### 6 審査及び採択

- 事業提案関係者による公開プレゼンテーションを行った後、民間の委員を主体に構成する審査委員会(非公開)で審査する(5月中旬を予定)
- 採択事業数は、3事業程度を予定

### 7 応募方法

- 「事業提案書」様式を島根県ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>)よりダウンロードし、添付書類と一緒に下記窓口に提出してください。
- その他、詳細は「平成25年度「しまね協働実践事業」募集要項」をご覧ください、記載内容をご承諾のうえ、ご応募ください。
- 「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。
- 提出先・相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1 Tel:0852-22-6099 Fax:0852-22-5098 Mail:npo@pref.shimane.lg.jp



# 平成25年度「しまね協働実践事業」募集要項

## 1 事業の趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月25日島根県条例第37号）により、県民活動の促進と県行政における協働を推進しています。

この事業は、NPO法人・住民グループ（以下「NPO等」という。）が自由にテーマ（課題や目標）を設定し、NPO等と行政の両者で地域課題の共有、役割分担を明確にした実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と、互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につながるとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することで、県内への波及効果が期待できる協働事業の企画提案を募集します。

なお、平成25年度当初予算案の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

## 2 応募資格者

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）で、しまね社会貢献基金登録団体（以下「提案団体」という。）であること。

## 3 募集事業及びテーマ

提案団体の自由な発想で、島根県と協働で取り組む事業提案を募集します。

※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 実施期間は、平成25年度とします。

## 4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関する島根県担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募してください。
- (2) 事業提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、島根県担当課と合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件
  - ① 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
  - ② 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題の解決につながる事が期待できる
  - ③ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
  - ④ 提案団体自らが実施する
  - ⑤ 他の助成金または補助金（しまね社会貢献基金団体助成事業を除く。）を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
  - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
  - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

## 5 事業の実施方法

島根県からの補助事業として実施していただきます。

## 6 補助対象となる金額

島根県が負担する事業費は、1事業あたり100万円を上限とします。

## 7 対象となる経費

対象となる経費は、今回応募する事業実施に必要な経費です。

具体的には、講師等への謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借り上げ料、その他島根県が必要と認める経費です。

### 【留意事項】

- (1) 応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費は補助対象経費とします（NPO法人等のスタッフ人件費、行政職員の給与等は補助対象外）。
- (2) 備品（1点5万円（消費税及び地方消費税相当額込）を超える物品（付属品を含む。））購入費は、今後の事業継続に必要なものに限り、補助対象経費とします。
- (3) 上記（1）「応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費」と（2）「備品購入費」の合計額は、補助対象経費の1/2以内とします。
- (4) 事業実施者（アルバイト、有償ボランティアを含む。）の飲食に関わる経費は、いかなる場合も補助対象外とします。
- (5) 講師等への謝金、及びアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人 件 費	①アルバイト	6,000 円/日
	②有償ボランティア	5,216 円/日（最低賃金 652 円/時間）
謝 金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間
		その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間
		その他 3,000 円/時間
②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）	
③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）	

- (6) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は補助対象経費とします（別途支給することはありません）。

## 8 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成25年4月18日（木）17時00分まで

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（松江市殿町1）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部

## 9 応募にあたって提出する書類及び取得方法

- (1) 応募にあたっては、以下の①から⑤の書類は必ず提出してください。⑥については、提出は任意です。
- ① 平成25年度「しまね協働実践事業」提案書（様式第1号）
  - ② 事業提案企画書（「しまね協働実践事業」）（様式第2号）
  - ③ 提案事業収支計画書（しまね協働実践事業）（様式第3号）
  - ④ 提案団体の定款、規約、会則等の写し
  - ⑤ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
  - ⑥ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）
- (2) 応募書類の様式の取得方法は、島根県NPO活動推進室のホームページからダウンロードしてください（ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>）。

## 10 選考方法

- (1) 審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（5月中旬に大田市での開催を予定）。
- (2) 必要に応じて、公開プレゼンテーションの前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。
- (3) 審査にあたっては、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

## 11 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か。また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
協働の相乗効果	協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか。また、協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか。
団体と行政の役割分担、スケジュール	提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か。また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか。また、具体性、実効性があるか。
団体の事業遂行能力、予算の妥当性	提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性	提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。また、事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

## 12 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、3事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。

## 13 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 14 その他

### (1) 提案前研修

提案いただく企画の充実を図るため、外部講師を招いて平成25年3月25日（月）に提案前研修を行います。提案前に協働事業の効果や企画の内容を確認する機会ですので、積極的に参加されま  
すようご案内します。

### (2) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体の名称等を公表しますので、予めご  
了承ください。

### (3) 自己評価

事業実施後は、提案団体と島根県担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしてい  
だきます。

### (4) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますの  
で、ご協力をお願いします。

## 15 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する  
会計帳簿類の整備をお願いします。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

## しまね協働実践事業審査委員会委員名簿

区 分	氏 名	職業・所属団体・役職
学識経験者	中 野 俊 雄	さんいんNPOくらぶ（行政書士）
	藤 原 秀 晶	国立大学法人 島根大学教育開発センター特任教授
企業関係者	南 木 憲 治	中国労働金庫島根県営業本部
団体及び市町村	坂 根 尚 美	川本町まちづくり推進課地域情報係長
	光 明 浩 徳	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課長
県職員	三 王 寺 由 道	島根県環境生活部参事

## 平成 25 年度「しまね協働実践事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 <div style="text-align: right;">(10点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・提案事業は公共性、公益性が高いか</li> </ul>
②協働の相乗効果 <div style="text-align: right;">(20点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか</li> <li>・協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか</li> </ul>
③団体と行政の役割分担、スケジュール <div style="text-align: right;">(10点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
④提案事業の先進性、実効性 <div style="text-align: right;">(10点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか</li> <li>・具体性、実効性があるか</li> </ul>
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 <div style="text-align: right;">(20点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か</li> <li>・予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑥地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性 <div style="text-align: right;">(20点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
⑦プレゼンテーション <div style="text-align: right;">(10点)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
<b>合計点(100点)</b>	

# 平成25年度 多様な主体との協働推進事業

## 募集

NPO法人などの公益的な活動を行っている団体から、市町村、企業・NPO等を含む3者以上の多様な主体が連携して実施する協働事業の企画提案をお待ちしています。

なお、平成25年度当初予算案の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

### 1 募集事業の基本的な条件

- 提案者が自由にテーマを設定し、多様な主体で取り組む事業である
- 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
- 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながる事が期待できる
- 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
- 提案団体自らが実施する

※ここでの協働とは、「多様な主体同士が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2 応募資格

- 島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること

### 3 事業応募の条件

- 提案事業内容について多様な主体同士で事前に協議し、互いに合意した上で、しまね社会貢献基金登録団体が応募する
- 1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成25年度

### 4 提案書提出期限

- 平成25年4月18日(木)17:00必着

### 5 補助対象となる金額等

- 県が負担する事業費は1事業あたり1,000千円を上限とする  
※補助対象外経費や、講師等への謝金の上限単価を募集要項「8 対象となる経費」に記載していますので、必ず記載内容をご確認のうえ、ご応募ください。

### 6 審査及び採択

- 事業提案関係者による公開プレゼンテーションを行った後、民間の委員を主体に構成する審査委員会(非公開)で審査する(5月中旬を予定)
- 採択事業数は、2事業程度を予定

### 7 応募方法

- 「事業提案書」様式を島根県ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>)よりダウンロードし、添付書類と一緒に下記窓口に提出してください。
- その他、詳細は「平成25年度 多様な主体との協働推進事業募集要項」をご覧ください、記載内容をご承諾のうえ、ご応募ください。
- 「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。
- (提出先・相談窓口) 島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1 Tel:0852-22-6099 Fax:0852-22-5098 Mail:npo@pref.shimane.lg.jp

# 平成25年度「多様な主体との協働推進事業」募集要項

## 1 事業の趣旨

島根県では、多様化が進む県民ニーズに対応した、きめ細かなサービスを提供するため、NPO法人・住民グループ（以下「NPO等」という。）の持続可能な活動に向けた仕組みづくりを進めることにより、県民主体の地域社会づくりを目指しています。

この事業は、地域課題の解決を協働して行うネットワークの形成を目的として、NPO等と市町村を含む3者以上の多様な主体が連携して実施する協働事業の企画提案を募集します。

なお、平成25年度当初予算案の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

## 2 応募資格者

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）で、しまね社会貢献基金登録団体（以下、「提案団体」という。）であること。

## 3 連携する市町村の要件

島根県内の市町村

## 4 募集事業及びテーマ

提案団体の自由な発想で、「提案団体・島根県内市町村を含む3者以上の多様な主体」が協働で取り組む事業提案を募集します。

※ここでの協働とは、「多様な主体同士が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 実施期間は、平成25年度とします。

## 5 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、多様な主体同士で事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募してください。
- (2) 事業提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、協働する主体同士で合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件
  - ① 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
  - ② 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながることを期待できる
  - ③ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
  - ④ 提案団体自らが実施する
  - ⑤ 他の助成金または補助金（連携する多様な主体を構成する市町村、企業、団体等からの助成金または補助金、または、しまね社会貢献基金団体助成事業を除く。）を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
  - ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ⑦ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でない



(4) 「提案団体・市町村を含む3者以上の多様な主体」の例

- ・提案団体+市町村+企業
- ・提案団体+市町村+島根県
- ・提案団体+市町村+教育機関
- ・提案団体+市町村+NPO等

※連携するNPO等はしまね社会貢献基金登録団体でなくても可

6 事業の実施方法

島根県からの補助事業として実施していただきます。

7 補助対象となる金額

島根県が負担する事業費は、1事業あたり100万円を上限とします。

8 対象となる経費

対象となる経費は、今回応募する事業実施に必要な経費です。

具体的には、講師等への謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借り上げ料、その他島根県が必要と認める経費です。

**【留意事項】**

- (1) 応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費は補助対象経費とします(NPO法人等のスタッフ人件費、行政職員または企業に勤務している方の給与等は補助対象外)。
- (2) 備品(1点5万円(消費税及び地方消費税相当額込)を超える物品(付属品を含む))購入費は、今後の事業継続に必要なものに限り、補助対象経費とします。
- (3) 上記(1)「応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費」と(2)「備品購入費」の合計額は、補助対象経費の1/2以内とします。
- (4) 事業実施者(アルバイト、有償ボランティアを含む。)の飲食に関わる経費は、いかなる場合も補助対象外とします。
- (5) 講師等への謝金、及びアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人件費	①アルバイト	6,000円/日
	②有償ボランティア	5,216円/日(最低賃金652円/時間)
謝金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300円/時間 その他(専門的知見を有する場合) 5,100円/時間 その他 3,000円/時間
	②講演会	県外講師100,000円/回 県内講師50,000円/回 (上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	③コーディネーター・パネラー	県外講師50,000円/回 県内講師25,000円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること)

- (6) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修(2回)」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は補助対象経費とします(別途支給することはありません)。

## 9 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成25年4月18日（木）17時00分まで

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（島根県松江市殿町1）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部

## 10 応募にあたって提出する書類及び取得方法

(1) 応募にあたっては、以下の①から⑤の書類は必ず提出してください。⑥については、提出は任意です。

① 平成25年度「多様な主体との協働推進事業」提案書（様式第1号）

② 事業提案企画書（「多様な主体との協働推進事業」）（様式第2号）

③ 提案事業収支計画書（多様な主体との協働推進事業）（様式第3号）

④ 提案団体の定款、規約、会則等の写し

⑤ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書

⑥ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

(2) 応募書類の様式の取得方法は、島根県NPO活動推進室のホームページからダウンロードしてください（ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>）。

## 11 選考方法

(1) 審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（5月中旬に大田市での開催を予定）。

(2) 必要に応じて、公開プレゼンテーションの前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

(3) 審査にあたっては、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

## 12 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か。また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
協働の相乗効果	多様な主体が協働することによって、それぞれが単独で行うよりもより高い効果が上げられるか。また、協働することで単独では成し得ない地域課題の解決につながるか。
多様な主体の役割分担、スケジュール	連携する主体のそれぞれの役割分担は明確かつ妥当か。また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	提案事業は創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか。また、具体性、実効性があるか。

団体の事業遂行能力、予算の妥当性	提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性	提案事業は、地域社会への貢献度が高く、また、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。また、事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

### 13 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、2事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。

### 14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

### 15 その他

#### (1) 提案前研修

提案いただく企画の充実を図るため、外部講師を招いて平成25年3月25日（月）に提案前研修を行います。提案前に協働事業の効果や企画の内容を確認する機会ですので、可能な限り市町村、その他の団体等の関係者との参加も調整され、積極的に参加されますよう、ご案内します。

#### (2) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体、市町村及びその他の主体の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

#### (3) 自己評価

事業実施後は、提案団体と市町村に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

#### (4) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

### 16 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類の整備をお願いします。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

## 多様な主体との協働推進事業審査委員会委員名簿

区 分	氏 名	職業・所属団体・役職
学識経験者	中 野 俊 雄	さんいんNPOくらぶ（行政書士）
	藤 原 秀 晶	国立大学法人 島根大学教育開発センター特任教授
企業関係者	南 木 憲 治	中国労働金庫島根県営業本部
団体及び市町村	坂 根 尚 美	川本町まちづくり推進課地域情報係長
	光 明 浩 徳	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課長
県職員	三 王 寺 由 道	島根県環境生活部参事

## 平成 25 年度「多様な主体との協働推進事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
<p>①提案事業の目的、目標</p> <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・提案事業は公共性、公益性が高いか</li> </ul>
<p>②協働の相乗効果</p> <p style="text-align: right;">(20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が協働することによって、それぞれが単独で行うよりも高い効果が上げられるか</li> <li>・協働することで、単独では成し得ない地域課題の解決につながるか</li> </ul>
<p>③多様な主体の役割分担、スケジュール</p> <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携する主体のそれぞれの役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
<p>④提案事業の先進性、実効性</p> <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか</li> <li>・具体性、実効性があるか</li> </ul>
<p>⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性</p> <p style="text-align: right;">(20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か</li> <li>・予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
<p>⑥地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性</p> <p style="text-align: right;">(20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
<p>⑦プレゼンテーション</p> <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
<p>合計点(100点)</p>	

平成25年度

# 鳥取・島根広域連携協働事業 提案募集

鳥取・島根両県のNPO法人・住民グループと両県事業担当課が連携して地域課題の解決を図る実践的な協働事業の提案をお待ちしております。

なお、平成25年度当初予算に関わる鳥取県議会及び島根県議会両方の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

## 1 募集事業の内容

- 事業提案は「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、鳥取・島根両県のNPO法人・住民グループ（以下「NPO等」）で構成する共同体と、両県事業担当課が協働で取り組む事業についての提案である（提案分野に制限はありません）
- 公共性、公益性が高く、両県の地域課題の解決につながり、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待される
- 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し、効果が高い
- 提案する共同体自らが実施する

## 2 応募資格

- ・鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等の共同体  
ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金の登録団体であること

## 3 事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、共同体は応募しようとする提案事業に関係する両県事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、共同体が応募する
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成25年度

## 4 提案書提出締切

- ・平成25年4月18日（木）17:00（必着）

## 5 対象となる経費の内容及び金額

- ・事業実施のために必要な経費（備品購入費を除く）を対象とし、1事業あたり上限400万円（鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託又は補助）

## 6 審査及び採択

- ・事業提案関係者による公開プレゼンテーションを行った後、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）で審査する（5月中旬を予定）
- ・採択事業数は、1事業程度を予定

## 7 応募方法

- ・「事業提案書」（下記ホームページよりダウンロード）及び添付書類を、下記のいずれかの事務局（相談窓口・提出先）へ提出してください。  
鳥取県ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudou/>  
島根県ホームページ：<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>
- ・関心のある方、応募をご検討される方は、まずは事務局にご相談ください。

### 事務局（相談窓口・提出先）

鳥取県	鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 Tel:0857-26-7070 Fax:0857-26-8196 E-mail:tottoriryoku@pref.tottori.jp
島根県	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel:0852-22-6099 Fax:0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

# 平成25年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

## 1 事業の趣旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。この事業は、両県共通の地域課題に対し、NPO法人・住民グループ（以下「NPO等」という。）から鳥取・島根両県事業担当課（以下「両県事業担当課」という。）と協働する事業の企画提案を募集し、両県のNPO等と行政の連携により課題解決を図る実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

なお、平成25年度当初予算に関わる鳥取県議会及び島根県議会両方の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

## 2 応募資格者

鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等の共同体。

ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体であること。

## 3 募集事業及びテーマ

事業提案は「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、共同体と両県事業担当課が協働で取り組む事業を募集します。

※ここでの協働とは、「共同体と両県事業担当課が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 提案分野に制限はありません。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 実施期間は、平成25年度とします。

## 4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、共同体は応募しようとする提案事業に関係する両県事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、共同体が応募してください。
- (2) 提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件
  - ① 公共性、公益性が高く、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待される
  - ② 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し効果が高いものである
  - ③ 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながる事が期待できる
  - ④ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性を有するものである
  - ⑤ 共同体自らが実施するものである
  - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
  - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

## 5 事業の実施方法

共同体に事業を委託し実施することを基本としますが、事業内容によっては補助事業として実施していただきます。

## 6 対象となる金額

1事業あたり400万円を上限とします（鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託または補助）。

## 7 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、共同体に事業を委託して実施する場合は、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。

### 【留意事項】

(1) スタッフ、アルバイト、有償ボランティア等に対する人件費、及び講師等への謝金については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人 件 費	①事業を運営するスタッフ	8,475 円/日
	②アルバイト	6,000 円/日
	③有償ボランティア	5,224 円/日（最低賃金 653 円/時間）
謝 金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間 その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）
	③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）

(2) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は対象経費とします（別途支給することはありません）。

## 8 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成25年4月18日（木）17時00分まで

提出先：下記のいずれかの事務局（提出先・相談窓口）へ提出してください。

鳥取県 提出先 相談窓口	鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 Tel：0857-26-7070 Fax：0857-26-8196 E-mail：tottoriryoku@pref.tottori.jp
島根県 提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel：0852-22-6099 Fax：0852-22-5098 E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部



## 9 応募にあたって提出する書類及び取得方法

(1) 応募にあたっては、以下の①から⑥の書類は必ず提出してください。⑦については、提出は任意です。

- ① 平成25年度「鳥取・島根広域連携協働事業」提案書（様式第1号）
- ② 事業提案企画書（「鳥取・島根広域連携協働事業」）（様式第2号）
- ③ 提案事業収支計画書（鳥取・島根広域連携協働事業）（様式第3号）
- ④ 団体の協定書の写し
- ⑤ 両県NPO等の定款、規約、会則等の写し
- ⑥ 両県NPO等の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑦ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、10枚以内としてください。）

(2) 応募書類の様式の取得方法は、下記ホームページからダウンロードしてください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、「8 提案書提出期限及び提出方法」に記載してある提出先・相談窓口にお問い合わせください。

〈様式のダウンロード〉

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 <http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudou/>

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

## 10 選考方法

- (1) 審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（5月中旬に開催を予定）。
- (2) 選考にあたっては、民間の委員を主体にした審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

## 11 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	両県の地域課題の解決を目標とし、解決しようとする地域課題の視点から見て、目的、目標は明確かつ妥当か。 また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
両県の連携効果	両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか。 また、両県が連携することで単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか。 両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか。
協働の相乗効果	共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか。
共同体と両県事業担当課の役割分担、スケジュール	共同体と両県事業担当課の役割分担は明確かつ妥当か。 また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか。 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか。 効果的で具体性、実効性があるか。
共同体の事業遂行能力、予算の妥当性	共同体には企画を練り上げて遂行していく能力があり、共同体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域課題の解決、事業実施後の継続性	地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。 また、助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

## 12 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、1事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。

## 13 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 14 その他

### (1) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び共同体（共同体を構成するNPO等を含む。）の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

### (2) 自己評価

事業実施後は、共同体と両県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

### (3) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

## 15 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類の整備をお願いします。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

## 鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会委員名簿

氏名	区分	所属名・職名
藤井 正	学識経験者等	国立大学法人 鳥取大学地域学部副学部長・教授
毎熊 浩一	学識経験者等	国立大学法人 島根大学法文学部准教授
大森 英則	企業等関係者	株式会社 新日本海新聞社西部本社営業事業局長兼事業局長
藤原 秀晶	学識経験者等	国立大学法人 島根大学教育開発センター特任教授
田中 規靖	行政	鳥取県未来づくり推進局長
三王寺 由道	行政	島根県環境生活部参事

## 「鳥取・島根広域連携協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両県の地域課題の解決を目的、目標としているか</li> <li>・目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・公共性、公益性が高いか</li> </ul>
②両県の連携効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか</li> <li>・両県が連携することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか</li> <li>・両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか</li> </ul>
③協働の相乗効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
④共同体と両県事業担当課の役割分担、スケジュール (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体と両県事業担当課の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
⑤提案事業の先進性、実効性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか</li> <li>・効果的で具体性、実効性があるか</li> </ul>
⑥共同体の事業遂行能力、予算の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体には企画を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・共同体自らが実施する事業か</li> <li>・予算規模、内容は妥当なものであり、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑦地域課題の解決、事業実施後の継続性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
⑧プレゼンテーション (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションにおいて事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点 (100点)	

# 平成25年度 地域社会雇用創出協働事業

## 募集

失業者を雇い入れ、さらに島根県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、企画提案を募集します。

### 1 募集事業の内容

- 提案と島根県が協働し、地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業である
- 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものである
- 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながる事が期待できる
- 提案団体自らが実施する
  - ※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

### 2 応募資格

- 島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)

### 3 事業応募の条件

- 提案事業内容について提案団体と島根県事業担当課で事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募する
- 1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成25年度

### 4 提案書提出期限

- 平成25年4月18日(木)17:00必着

### 5 委託料上限額

- 県が負担する事業費は1事業あたり3,000千円を上限とする
  - ※講師等への謝金の上限単価等を募集要項「8 対象となる経費」に記載していますので、必ず記載内容をご確認のうえ、ご応募ください。

### 6 審査及び採択

- 事業提案関係者による公開プレゼンテーションを行った後、民間の委員を主体に構成する審査委員会(非公開)で審査する(5月中旬を予定)
- 採択事業数は、2事業程度を予定

### 7 応募方法

- 「事業提案書」様式を島根県ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>)よりダウンロードし、添付書類と一緒に下記窓口に提出してください。
- その他、詳細は「平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」募集要項」をご覧ください、記載内容をご承諾のうえ、ご応募ください。
- 「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。
- 提出先・相談窓口  
島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室  
〒690-8501 松江市殿町1 Tel:0852-22-6099 Fax:0852-22-5098 Mail:np@pref.shimane.lg.jp

# 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」募集要項

## 1 事業の趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組む特定非営利活動法人・市民活動団体が、失業者を雇い入れ、さらに島根県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、企画提案を募集します。

## 2 応募資格者

次の（１）または（２）の要件を満たしている団体「以下「提案団体」という。」であること。

（１）特定非営利活動法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書または収支計算書等）のすべてを、所轄庁に提出していること。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- キ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト（CANPAN）に、団体の団体情報が登録されていること。

（２）法別表に掲げる活動を主たる目的とする市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- イ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- ウ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- エ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で事業（補助、委託又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っていること。
- オ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- カ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- キ 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ク 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- ケ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト（CANPAN）に、団体の団体情報が登録されていること。

## 3 募集事業及びテーマ

企画提案を受ける事業は、提案団体と島根県が協働し、地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得さ

せるための人材育成を行う事業で、次の委託事業の企画提案を募集します。

※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) テーマは自由です。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 事業の実施期間は、平成25年度です。

#### 4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に係る島根県担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募してください。
- (2) 事業提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、島根県担当課と合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件  
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているものであって、次のすべてを満たすものであること。
  - ① 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
  - ② 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながることを期待できる
  - ③ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
  - ④ 提案団体自らが実施する
  - ⑤ 他の助成金または補助金を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
  - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
  - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

#### 5 事業の要件

##### (1) 企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

- ① 社会的課題の解決を目的とした事業である
- ② 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上である
- ③ 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業である
- ④ 建設・土木事業でない
- ⑤ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業である

##### (2) 新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

###### ① 新規に雇用する労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人申込等により募集を公開する。

###### ② 労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6月以内である場合には、1回に限り更新を可能とする。

###### ③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。なお、その

確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

④ その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するものとする。

## 6 事業の実施方法

島根県からの委託事業として実施していただきます。

## 7 委託料上限額

1事業あたりの委託料上限額は、300万円とします。

## 8 対象となる経費

対象となる経費は、次のとおりです。

① 人件費

・賃金、通勤手当等の諸手当、賞与、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担等

② その他の経費

・報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のレンタル・リース料を含む）等

### 【留意事項】

- (1) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準としてください。  
(2) 講師等への謝金については、次表の金額を上限とします。

一人当たり単価	
①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間
	その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間
	その他 3,000 円/時間
②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）
③コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）

- (3) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は対象経費とします（別途支給することはありません）。

## 9 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成25年4月18日（木）17時00分まで

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（松江市殿町1）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部



## 10 応募にあたって提出する書類及び取得方法

### (1) 提案団体がNPO法人の場合

応募にあたっては、以下の①から⑩の書類は必ず提出してください。⑪については、提出は任意です。

なお、提案団体が「しまね社会貢献基金登録団体」の場合は、⑤から⑩までの書類は提出していただく必要はありません。

- ① 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」提案書（様式第1号）
- ② 事業提案企画書（「地域社会雇用創出協働事業」）（様式第2号）
- ③ 提案事業収支計画書（地域社会雇用創出協働事業）（様式第3号）
- ④ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案団体概要書（様式第4号）
- ⑥ 申請要件に関する確認書（様式第5号）
- ⑦ 団体役員名簿（様式第6号）
- ⑧ 法第29条の規定に基づき、毎年1回所轄庁へ提出する次の書類の写し
  - ・直近1か年度以上の事業報告書、貸借対照表、活動計算書（収支計算書）、総会資料
  - ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類
- ⑨ 定款の写し
- ⑩ 設立趣旨書の写し
- ⑪ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

### (2) 提案団体が市民活動団体の場合

応募にあたっては、以下の①から⑪の書類は必ず提出してください。⑫については、提出は任意です。

なお、提案団体が「しまね社会貢献基金登録団体」の場合は、⑤から⑪までの書類は提出していただく必要はありません。

- ① 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」提案書（様式第1号）
- ② 事業提案企画書（「地域社会雇用創出協働事業」）（様式第2号）
- ③ 提案事業収支計画書（地域社会雇用創出協働事業）（様式第3号）
- ④ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案団体概要書（様式第4号）
- ⑥ 申請要件に関する確認書（様式第5号）
- ⑦ 団体役員名簿（様式第6号）
- ⑧ 団体の規約等の写し
- ⑨ 直近1か年度以上の活動報告書及び収支計算書、総会資料又はこれに準じるものの写し
- ⑩ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し
- ⑪ 団体の会員名簿の写し
- ⑫ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

(3) 応募書類の様式の取得方法は、島根県NPO活動推進室のホームページからダウンロードしてください（ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/> ）。

## 11 審査

- (1) 審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（5月中旬に大田市での開催を予定）。
- (2) 必要に応じて、公開プレゼンテーションの前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。
- (3) 審査にあたっては、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

## 12 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か。また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
協働の相乗効果	協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか。また、協働することで行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか。
団体と行政の役割分担、スケジュール	提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か。また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	提案事業は創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか。また、具体性、実効性があるか。
団体の事業遂行能力、予算の妥当性	提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性	提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。また、新規雇用する失業者のスキルアップを図ることができるか。事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

## 13 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、2事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 島根県からの委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。

## 14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 15 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県県会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

### (2) 契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

## 16 経理

- (1) 対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。

- (2) 委託業務に要した経費は領収書等で確認できること、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。

- (3) 委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金等との併給はできないものとします。

- (4) 事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、委託元（島根県）に返還することとします。

## 17 その他

### (1) 提案前研修

提案いただく企画の充実を図るため、外部講師を招いて平成25年3月25日（月）に提案前研修を行います。提案前に協働事業の効果や企画の内容を確認する機会ですので、積極的に参加されますよう、ご案内します。

### (2) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

### (3) 自己評価

事業実施後は、提案団体と島根県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

### (4) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

### (5) しまね社会貢献基金への登録

提案団体がしまね社会貢献基金の登録団体でない場合は、事業実施後には、しまね社会貢献基金の登録団体になっていただきます。

## 18 留意事項

- (1) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。
- (2) 委託業務の受託者に選定され、島根県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。
  - ① 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
  - ② 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
- (3) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を「9 提案書提出期限及び提出方法」記載の提出先まで申し出てください。
- (4) 提案者は、企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとします。
- (5) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (6) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

## 地域社会雇用創出協働事業審査委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体・役職
学識経験者	毎 熊 浩 一	国立大学法人島根大学法文学部 准教授
企業関係者	岡 滯 子	島根県商工会女性部連合会 副会長
	西 郷 克 典	株式会社山陰合同銀行 地域プロジェクト支援グループ長
団体及び市町村	岡 田 美 穂	松江市市民生活相談課 専門企画員
	光 明 浩 徳	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課長
県 職 員	吉 野 和 彦	島根県商工労働部雇用政策課 雇用対策グループリーダー

## 平成 25 年度「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・ 提案事業は公共性、公益性が高いか</li> </ul>
②協働の相乗効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか</li> <li>・ 協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか</li> </ul>
③団体と行政の役割分担、スケジュール (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・ 事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
④提案事業の先進性、実効性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか</li> <li>・ 具体性、実効性があるか</li> </ul>
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か</li> <li>・ 予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑥地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・ 新規雇用する失業者のスキルアップを図ることができるか</li> <li>・ 事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
⑦プレゼンテーション (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	